公益社団法人砂防学会　代議員選挙実施規程

(総則)

第１条　この規程は，公益社団法人砂防学会定款第11条第２項に基づき，代議員選挙に必要な事項を定めることを目的とする。

(代議員選挙管理委員会の設置)

第２条　代議員選挙の管理業務は，代議員選挙管理委員会が行う。

２　代議員選挙管理委員会は，正会員から選任された５人以内の委員をもって構成する。

３　代議員選挙管理委員会委員は理事会が選任する。

４　代議員選挙管理委員会はその代表責任者として委員長を定めなければならない。

５．代議員選挙管理会委員は，役員候補者選出規程第４条第２項の役員候補者選挙管理委員会委員が兼ねることができる。

（代議員選挙管理委員会の業務）

第３条　代議員選挙管理委員会は，代議員選挙実施要領，代議員候補者名簿，代議員選挙投票の締切日，疑義に対する回答等を，学会の会告によって正会員に周知しなければならない。

（有権者）

第４条　全ての正会員は，当該正会員が主たる支部として所属している支部（以下「主たる支部」），主たる支部を登録していない正会員にあっては代議員選挙用に学会事務局に登録してある住所（以下「登録住所」という。）が所在する支部の代議員候補者への選挙権を有する。

２　登録住所が日本国外の正会員は前項に係らず全国の代議員候補者に投票できる。

３　本条第1項の登録を行っていない正会員に対しては，砂防学会誌の送付先住所をもって登録住所とする。

（被選挙権）

第５条　代議員選挙管理委員会委員，理事及び監事並びに前条第２項の正会員を除く全ての正会員は，主たる支部，主たる支部を登録していない正会員は登録住所の所在する支部の代議員選挙の被選挙権を有する。

２　登録住所が日本国外の正会員は被選挙権を有しない。

(代議員の選出)

第６条　代議員は，その代議員が主たる支部として登録している支部，及び当該支部区域内に登録住所のある正会員による投票により選出する。

２　代議員が，任期中に選出された支部から別の支部に，主たる支部又は登録住所を変更した場合でも，選出された支部の定数に含まれるものとする。

（代議員候補者の推薦）

第７条　支部区域から選出する代議員数は，主たる支部として登録している正会員の数，及び当該支部区域に登録住所のある正会員の数を勘案の上，理事会が概ね正会員15名に１名の割合をもって選挙のつど決定し，会長が支部長及び代議員選挙管理委員長に通知する。

２　支部長は，支部に割り当てられた代議員数に相当する代議員候補者を，主たる支部として登録している正会員及び登録住所が当該支部にある正会員（以下「支部内正会員」という。）の中から選定し，期限内に代議員選挙管理委員長に推薦しなければならない。別記様式３のとおりとする。

３　支部長は代議員候補者の推薦をするにあたっては，広く支部内正会員に推薦希望の有無を募らなければならない。

４　前項の推薦希望者は，支部長が定める締切日までに支部長宛にメールで応募する。支部長への応募は別記様式１のとおりとする。

５　支部長は，推薦希望者の中から支部推薦候補者を選定しなければならない。

６　ただし，推薦希望者が候補者の定数に満たない場合は，不足数の候補者を支部長が選定することができる。

７　支部長は，推薦希望者に対して，選定結果を通知しなければならない。通知の内容は別記様式２のとおりとする。

８　選定されなかった推薦希望者のうち再度推薦を希望する者は，支部長の定める締切日までに，支部内正会員のうち15名の推薦人名簿を添えて支部長宛にメールで応募する。ただし，支部内正会員は複数の推薦希望者に対して推薦人となることはできない。推薦人応募の様式は別記様式１のとおりとする。

９　支部長は本条第５項で選定した候補者に，前項の応募者を加えて，本条第２項の代議員候補者とする。

10　支部長は，代議員選挙の公告期間中にわたり，支部推薦候補者の募集について，本学会本部および支部のホームページに掲載しなければならない。また，メーリングリストを用いて支部推薦候補者の募集について，公告期間中１回以上情報を配信しなければならない。

(投票)

第８条　投票は，正会員が代議員候補者名簿(投票用紙)に記載された手続きを経て，投票締め切り日までに投票用紙を提出することにより行われる。

２　代議員候補者名簿（投票用紙）は，別記様式４のとおりとする

３　代議員候補者名簿登載は，候補者氏名のアイウエオ順とし，支部ごとに分けて本会事務局が作成する。

４　代議員候補者名簿及び投票用紙は，投票締め切り日の２週間前迄に正会員に，本会事務局からメール又は郵送で配付する。

５　投票は無記名とするが，所属する支部名を明記した上，当該支部の，賛成する候補の賛否欄には無記入のままで，賛成しない候補の賛否欄にのみ×を記入する。支部名が不明な場合及び×印以外の書き込みのある場合には，全体を無効票とする。

（投票の効力）

第９条　次の各号に該当する投票は無効とする。

（１）支部名が不明なもの

（２）×印以外の書き込みのあるもの

（３）第３条の代議員選挙実施要領に記載された投票締切日以降の消印のもの

（４）その他，代議員選挙管理委員会で無効と判定したもの

（開票)

第10条　代議員選挙管理委員会は，正会員から返送されてきた投票用紙を，少なくとも３名以上の代議員選挙管理委員会委員立会いのもとで厳正に集計しなければならない。

２　開票結果は，支部ごとに分けて集計する。集計の様式は別記様式５のとおりとする。

（立会）

第11条　選挙管理委員長は，開票事務に支障のないと判断した場合は，開票に際し正会員の任意の立会いを認めることができる。

(当選人の決定)

第12条　代議員選挙管理委員会は，正会員から返送されてきた投票用紙を集計し，投票総数の過半数の賛成を得た者の中から，得票数の多い順に支部ごとの代議員定数の枠に達するまでの者を当選者とする。

２　有効得票数が同数の場合は年長の順で決定する。

（代議員選挙当選者名簿の提出）

第13条　代議員選挙管理委員会委員長は，選挙結果をすみやかに会長に報告する。

２　会長は，当選人を，すみやかに本会ホームページ及び学会誌に公告しなければならない。

(当選の無効)

第14条　当選人が定款第８条によって定款第11条４項に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては，当選は無効とする。

２　正会員は，選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある揚合は，当選人の決定後２箇月以内に代議員選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に，代議員選挙管理委員会は，それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めたときは，選挙の全部または一部の無効を決定し，再選挙を行う。

(代議員の解任)

第15条　代議員に解任すべき事由があると考える正会員は，当該代議員の氏名を記載の上，郵便ハガキに解任すべき事由を記載して，当該代議員の所属する支部に送付することで申し出を行うことができる。

２　15名以上の正会員から前項の申し出を受けた代議員については，理事会において，解任を社員総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第16条　本会事務局は投票の集計記録及び全投票用紙を選挙終了の翌年度から８年間保管する。

（規程の変更）

第17条　この規程は，理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は，令和元年５月22日から施行する。